

小千谷市克雪すまいづくり支援事業補助金のご案内

小千谷市では、雪に強く明るく住みよいまちづくりを進めるため、市内に個人で克雪住宅を建築する方や既存の住宅を克雪住宅に改良する方に対し、補助金を交付します。

【申請・問い合わせ】 建設課建築住宅係 ☎0258-83-3514 FAX 0258-83-2789
(市役所 3 階) ✉kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp

申請受付期間

令和 7 年 4 月 1 日 (火) ～ 11 月 28 日 (金)

※ただし、申込受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を終了します。

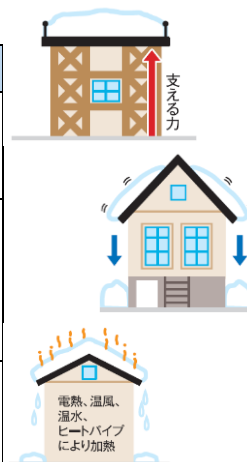
補助金を受けることができる方

- 小千谷市内に戸建ての克雪住宅を建築（新築、改築、増築）または克雪住宅に改良する方
- 市税等を滞納していない方
- ※原則、過去に同じ補助金を受けたことのある方が再度申請することはできません。

補助の対象となる住宅

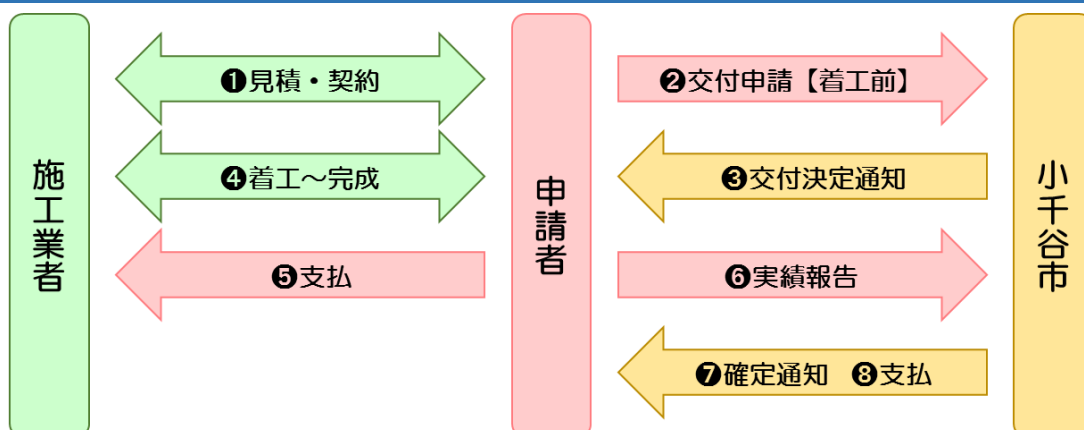
次の要件を満たすものが対象となります。

方式	要 件
耐雪式	3m の積雪荷重（1 m ² 当り 8,820 ニュートンで計算）にも安全であることが構造計算等で確認でき、かつ雪底対策を講じたもの
落雪式	・屋根勾配が 3 寸（概ね 17 度）以上で、雪が自然滑落する構造のもの ・自然滑落した雪は、原則自己所有地内で処理でき、近隣に迷惑をかけないもの
融雪式	平年雪に対して、屋根の上で融雪できる設備を備えた構造のもの（地下水の開放利用を伴うものは除きます）



- ※原則、屋根全面の克雪化が必要です。雪下ろしが必要な部分が残る場合は、対象外となります。
- ※同年度内に着手、完成する住宅が対象です。（着手と完成年度が異なる場合は対象外となります）
- ※すでに克雪化されている住宅の改良は、対象となりません。

申請～交付の流れ



補助対象工事費

補助対象工事費は下表に掲げるもので、その上限を 250 万円とします。

方式	対象工事費	
耐雪式	対象となる住宅の床面積に応じて定めた額（別表参照）	
落雪式	新築・改築・増築	一般住宅との屋根工事費の差額、諸経費
	改良	屋根工事費（既存屋根の撤去費を含む）、諸経費
	高床部分	一般住宅と高床住宅との基礎工事費の差額
融雪式	新築・改築・増築	融雪設備の設置工事費、一般住宅との屋根工事費の差額、諸経費
	改良	融雪設備の設置工事費、屋根工事費（既存屋根の撤去費を含む）、諸経費

※落雪式の場合のみ、高床部分の基礎工事費を対象工事費に含みます。

※落雪式の新築等の場合の対象工事費は、「対象工事費計算書」により算出してください。

補助金の額

補助金の額は、下表の算定式により計算します。（千円未満切り捨て）

方式	世帯区分	算定式	補助上限額
耐雪式 落雪式	一般世帯	補助対象工事費×0.264×1/2	33 万円
	要援護世帯※	補助対象工事費×0.264×2/3	44 万円
融雪式	一般世帯	補助対象工事費×0.264×2/3	44 万円
	要援護世帯※	補助対象工事費×0.264×5/6	55 万円

※要援護世帯は、下記の該当要件のいずれかに該当する世帯です。

区分	該当要件
高齢者世帯	ア 世帯全員が満 65 歳以上の方で構成されている世帯（一人暮らしを含む） イ 満 65 歳以上の高齢者と満 18 歳に達しない方（満 18 歳に達した以降最初の 3 月 31 日までの方を含む。以下この表において「児童」をいう。）のみで構成されている世帯 ア、イとも介護保険給付対象者については満 60 歳以上とする。
障がい者世帯	- 世帯主が身体障害者福祉法施行規則に定める障がいの等級 1～6 級に該当する方である世帯 - 世帯主が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級の 1～3 級に該当する方である世帯 - 世帯主が知的障害と判定され、都道府県知事が発行する療育手帳又は知的障害者判定機関の判定書を持っている方である世帯
ひとり親世帯	- 世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない方で現に児童を扶養しており、世帯主以外の構成員が児童のみの世帯 - 父母のいない児童を養育している方で、世帯主以外の構成員が児童のみの世帯
その他	上記の要件が複合している世帯

申請～実績報告の手続きについて

● 交付申請／【工事着工前】 申請期限：令和7年11月28日（金）

工事着手前の申請が必要です。克雪方式によって提出する書類が異なります。

提出する書類 【共通】	☐ 補助金交付申請書 ☐ 市税等の未納のない証明書 ☐ 住宅の位置図 ☐ 添付書類確認表 ☐ 工事請負契約書の写し（改良の場合、申請時は省略可）
----------------	---

● 上記「提出する書類【共通】」のほか、方式によって提出するもの

方式	上記に追加して提出する書類
耐雪式 	☐ 各階の平面図（延床面積が確認できるもの） ☐ 立面図（雪底防止対策が確認できるもの） ☐ 構造計算書の写し（表紙と積雪荷重の入力ができる頁のみ） ☐ 木造耐雪住宅構造チェックリストまたは非木造耐雪住宅基礎資料
落雪式 	☐ 各階の平面図（延床面積が確認できるもの） ☐ 立面図（屋根勾配と材質が明記されたもの） ☐ 敷地と建物の位置関係、隣地境界までの距離が確認できる図面 ☐ 克雪住宅落雪方式堆雪幅・高計算書※ ☐ 対象工事費計算書※（新築・改築・増築の場合のみ） ☐ 工事費見積書と施工前の状況がわかる写真（改良の場合のみ） ☐ 誓約書 ☐ 同意書（堆雪距離基準を満たさない場合のみ） ※計算書の様式（Excel形式）は、市ホームページからダウンロードしてください。
融雪式 	☐ 設備図（機器等設備の概要が確認できるもの） ☐ 各階の平面図（機器等設備の位置が確認できるもの） ☐ 立面図（融雪設備の範囲が確認できるもの） ☐ 施工前の状況がわかる写真（改良の場合のみ）

● 要援護世帯の区分に該当する方は、上記のほか、下記の書類も必要となります。

区分	上記に追加して提出する書類
高齢者世帯	☐ 世帯全員の住民票
障がい者世帯	☐ 世帯全員の住民票 ☐ 該当する手帳（または判定書）の写し
ひとり親世帯	☐ 世帯全員の住民票 ☐ 戸籍の全部事項証明書

交付決定後に申請の内容や金額に変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
変更の内容によっては、変更申請等が必要となる場合があります。

● 実績報告／【工事完了・支払完了後】 報告期限：令和8年3月20日（金）

工事完了後、速やかに下記の書類を提出してください。実績報告が提出された後、市による検査を行い、確定通知を送付します。補助金の振込日などは確定通知に記載します。

- ☐ 補助金実績報告書 ☐ 工事請負契約書の写し（申請時に未提出の場合のみ。請書でも可）
- ☐ 領収書の写し（支払いが確認できるものであれば領収書でなくても可）
- ☐ 振込口座の確認書類（通帳表紙裏面の写しなど）
- ☐ 工事中と工事完了後の写真
（改良の場合は、工事の前後対比ができるもの／落雪式の場合は、落雪場所が確認できるもの）

参考

●耐雪式住宅における補助対象工事費

床面積 (㎡以上～ ㎡未満)	補助対象 工事費 (円)	床面積 (㎡以上～ ㎡未満)	補助対象 工事費 (円)	床面積 (㎡以上～ ㎡未満)	補助対象 工事費 (円)
～5	0	45～50	881,000	90～95	1,763,000
5～10	98,000	50～55	979,000	95～100	1,862,000
10～15	196,000	55～60	1,078,000	100～105	1,959,000
15～20	294,000	60～65	1,174,000	105～110	2,057,000
20～25	391,000	65～70	1,274,000	110～115	2,155,000
25～30	490,000	70～75	1,371,000	115～120	2,253,000
30～35	589,000	75～80	1,469,000	120～125	2,351,000
35～40	686,000	80～85	1,568,000	125～130	2,448,000
40～45	791,000	85～90	1,666,000	130㎡以上	2,500,000

●落雪式住宅における堆雪幅・高の計算

落雪式屋根の場合、滑落した雪は自己所有地内で処理でき、かつ近隣に迷惑をかけないことが原則です。「克雪住宅落雪方式堆雪幅・高計算書」（市ホームページを参照）により堆雪幅と堆雪高を算出し、自己所有地内で処理できるか必ず確認してください。

外壁からの堆雪幅が隣地境界線までの距離を超える場合は、次のいずれかの対応が必要です。

- ・屋根からの落雪が境界を越えることに対し、隣地所有者の同意を得る。（要同意書）
- ・屋根からの落雪が境界を超えないよう、フェンスなどを設置する。

